

平成26年度 第1回豊田市市街地緑地保全審議会 会議録

開催日時 平成26年7月29日(火) 午後2時00分～午後4時00分
開催場所 豊田市役所 南52会議室(南庁舎5階)
出席委員 野田 宏治 梶田 靖 長谷川 伸岳 山中 敏広
 梶 康孝 須賀 進 水野 成夫 箕浦 基伸
 村田 美智子 遠山 文子

以上10名(欠席0名)

事務局出席者 都市整備部 近藤部長
 緑の推進課 野口課長 ほか

- 次 第 1 委嘱状伝達式
 2 あいさつ
 3 委員長、副委員長の選任
 4 議事
 (1) 緑地と審議会について
 (2) 現状について
 (3) 現状の課題について
 (4) 現地視察について
 5 その他

開会

(開会時間 午後2時00分)

委嘱状伝達式

あいさつ

○部長

皆様こんにちは。今年度4月から都市整備部長を努めております近藤と申します。本日は豊田市市街地緑地保全審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、審議会委員のご就任を快くお引き受けいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、豊田市では、平成元年3月に「豊田市市街地における緑の保全条例」を施行しました。この条例は、市街地における緑地の保全を図り、市民の健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持することを目的としています。

現在、緑地は、どうしても開発等で減少しています。そのような中での緑地保全の制度のひとつが、この指定緑地の制度です。少しでも貴重な緑を残していきながら、豊田市の景観を守り、かつ、定住につながるような緑地の保全、管理等について考えていきたいと思っております。今後、審議会を盛り上げていただきながら、進捗の中で、場合によっては条例改正が伴うかと思いますが、ご忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

今日は、現地視察も用意しています。暑い中ですがしっかり見ていただいて、緑地がどういうものか感じ取っていただければ幸いです。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。真に恐縮ですが、部長の近藤は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

(部長退席)

審議会成立条件の報告と今審議会の出席状況の報告

委員長、副委員長の選任

(委員長は野田委員、副委員長は相田委員が選任)

議事

○事務局

ここからは、野田委員長に進行をお願いします。議事は、1番目から3番目までと、4番目に分けて、事務局より説明します。

それでは、委員長、よろしくお願いします。

○委員長

委員長を拝命しました野田です。皆様よろしくお願いします。

さて、皆様には、環境共生という言葉の中に、緑についての思いがあると思います。豊田市は、めざす緑の姿を示す指標として緑地率を示しており、緑の重要性を訴えています。

しかしながら、時代の流れと共に社会構造を維持していくためには、緑を削ることもあります。また、地域住民の皆様にご協力をいただきながら緑を維持していくという考え方も、主になってきていると感じています。

更なる緑の保全について、ご忌憚のないご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事の1番目から3番目について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料に基づき次の内容を説明

(1) 緑地と審議会について

条例、緑地の種類、緑地の分布等を説明

(2) 現状について

緑地の評価、指定緑地の現状、市街地緑地の現状等を説明

(3) 現状の課題について

緑地における課題を説明

○委員長

事務局の説明に対して、ご意見、ご質問がある方は、挙手をお願いします。

○委員

ランクが5段階ありますが、どういう基準でランク分けしていますか。

○事務局

評価項目が自然性、景観性、利用性、地域性に分かれており、それぞれ点数をつけていき、合計点数が4以下はランク1、合計点数が5から9まではランク2になります。

合計点数が10点以上は二次評価になり、面積1,000㎡以上等の要件を満たさない

場合はランク 3、要件を満たす場合で合計点数が 10 から 14 まではランク 4、合計点数 15 以上はランク 5 というように、5 段階に分けています。

○委員長

一次評価、二次評価とありますが、合計点数は、ランクの高い低いに関わらず、一次評価のときに算出されるという理解でよいですか。

○事務局

はい。

○委員長

評価項目の重みは、全て同じですか。ある評価項目を重点的に重くする、ということはないのですか。

○事務局

評価項目の重みは、全て同じです。現在の評価分けをしたとき、どの評価項目を重くするかということまでの考えはなかったため、今後、審議していただく課題のひとつになると思います。

○委員

各評価項目の配点は何点で、合計は何点満点ですか。

○事務局

各評価項目の配点は 2 点です。10 項目ありますので、合計で 20 点満点となります。

○委員長

20 点が最高点ということですね。各評価項目の点数は 0 点、1 点、2 点の 3 段階ということですね。

○事務局

はい。

○委員長

他に意見はありますか。意見もないようですので、次の議題に移ります。
議事の 4 番目について事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料に基づき次の内容を説明

(4) 現地視察について

視察予定箇所の小坂本町の緑地、朝日ヶ丘の緑地、小坂町の緑地を説明

○事務局

それでは、今、説明しました現地視察の3か所につきまして、今から実際に見ていただきたいと思います。車をご用意しましたので、準備が整い次第、ご案内します。

(現地視察)

○委員長

お疲れ様でした。現地視察について、ご意見、ご質問がある方は、挙手をお願いします。

○委員長

先程、事務局より現状での評価点を説明してもらいましたが、例えば、今回現場視察した緑地に、管理の手が入り、見通しが良くなり、緑地の健全性が高くなった場合、さらに点数は高くなり、ランクも高くなるとの理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○委員長

緑地の理想の状態とは、どのような状態か分かりません。例えば、どのように整備し、また、どのように管理の手が入れば、ランク2がランク5になりますか。

将来、市として残す必要がある緑地については、将来の買取りにあたっての条件をイメージできると分かりやすいと思います。

○事務局

ランク2がランク5になるためには、いろいろな項目で点数が増えなければ難しいと思いますが、おっしゃるとおり理想形のイメージが必要と思います。理想形のイメージはひとつではなく、周囲との兼ね合い、地域性等いろいろあると思います。

理想形のイメージをパターン化し、例えば、このような所ではこのような方法がいいというようなものを、次回、ご提示させていただき、審議していただきたいと思います。

○委員

市街地における緑地の保全ということで、市はいろいろと施策を講じていると思います。山間部では、マツクイムシの被害が一時的に収まり、ナラ枯れが出始めていますが、緑地保全の維持管理費は、所有者の負担ですか、市の負担ですか。

○事務局

指定緑地、保全緑地は私有地のため、維持管理費は所有者の負担です。とりわけ保全緑地に関しては、都市計画税と固定資産税が免除されます。その理由は、税免除の相当額を維持管理費に使っていただき、緑地を存続してもらいたいという意図があるからです。

また、例えば、指定緑地、保全緑地で倒木の連絡があった場合、所有者に対処してもらいます。

○委員

先程の事務局の説明では、市が所有者から買い取って緑地保全しているところはないということでしたが、そういう理解で良いですか。

○事務局

先にご説明した17か所2.6ヘクタールが、市が所有する緑地です。買い取ったり、寄付を受けたりして市の所有となっています。

○委員

どの緑地を買い取っているのですか。ランク5の緑地は全て買い取ったものですか。

○事務局

いいえ、違います。ランク5の緑地を始めとして、ランク付けしてある緑地は、全て私有地です。

○委員

視察した箇所のうち、小坂本町8丁目の緑地は竹が非常に多いと思います。実は、自宅周辺にも竹林があり、毎年初夏になると自分で筍を掘ると同時に足で踏み倒して、風通しを良くしています。高速道路を走ると竹林の増加が目立ちます。竹林は、土砂崩れの原因になるので、あと4、5年が経過すれば全て竹林化しないかと心配です。竹の有効利用で何か使えないかと思っています。

それから、小坂町15丁目の緑地は、防犯が心配です。もう少し風通しを良くしたいと思っています。

3か所とも竹が入っているので、竹をどうするのが心配です。

○事務局

確かに、防犯、ゴミ投棄等の課題が現在あります。当然、地域もそのままがいいと思っ
ていないと思います。例えば、市街地緑地として市が買い取るとき、緑地保全を存続して
いくために、地域に通常の維持管理をしていただくような協定を結ぶなどの手法がありま
す。実際に、市が所有する市街地緑地において、自治区と協定を結び、地域が下草刈りや
枝打ちをしている事例もあるので、モデルとして出しながら、進めていきたいと思いま
す。

○委員

自然性の評価項目のうち、植生タイプの評価を決めるとき、太い、大きな木の樹種は何
か調査していますか。本日、現地視察した3か所について、植生を教えてください。高木
で太い木のみで構いません。

○事務局

小坂本町8丁目の緑地は、高木層はモウソウチクです。竹です。

朝日ヶ丘6丁目の緑地は、高木層はコナラ、オオシマザクラです。

○委員

朝日ヶ丘6丁目の緑地は、ニセアカシアもありました。

○事務局

はい。亜高木層としてニセアカシアとアラカシがあります。

それから、小坂町15丁目の緑地は、高木層はクスギ、クスノキ、コナラです。亜高木
層はタブノキがあります。

○委員

それらの緑地をそのまま放置しておくとうなるかを考えてください。例えば、5年後、
10年後に、良い林になる樹種と、放置すれば林が荒れる樹種があります。

この視点で見ると、小坂町15丁目の緑地は、樹種が良い林です。しかし、小坂本町8
丁目の緑地は、竹林が増えるだけあり、良い林にならないと思います。

○事務局

樹種も考慮しながら、今後、緑地のあり方を考えたいと思います。また、次回の審議会
では、樹種を考慮した緑地のあり方をご紹介できればと思います。

○委員

緑地は、放置すれば必ず減少していくので、できるだけ残していただきたいと思いま
す。

いずれにしても個人の所有地であるため、地域と協定を結ぶなどしない限り、他人は緑地に入れないので、先程、事務局から話がありました地域との協定の事例を進めていくのが良いと思います。愛知県では森と緑づくりの補助制度があります。ご活用いただき整備等を進められてはどうかと思います。

○事務局

森と緑づくりの補助制度は、都市緑化等で活用させていただいていますが、里山整備等も十分勉強させていただき、活用できるところは活用していきたいと思います。

○委員長

全体を通して何かご発言はございますか。よろしいでしょうか。それでは、意見も出尽くしたようですので、進行を事務局へお返しします。

その他

○事務局

ありがとうございました。それでは次第の「その他」について説明します。

今回の審議会で説明させていただきました課題につきまして、今後、事務局で整理させていただき、次回の審議会で議題として審議していただきたいと考えております。

次回の審議会の開催は、年明けを予定しております。日程が決まりましたら通知させていただきます。

それでは、これをもちまして平成26年度第1回豊田市市街地緑地保全審議会を終了します。

(閉会時間 午後4時00分)